

(仮称)「空襲被害者等援護法」の早期成立を求める意見書

大阪府は、第二次世界大戦末期、米軍の8度にわたる空襲によって、多くの市民の尊い生命と多大な財産を焼失するという大惨事を体験しました。この歴史的な大災害は、二度と過去を繰り返さないためにも、決して忘れてはなりません。特に犠牲者の多くは、どこでどのようにして亡くなったのか、どこに葬られているのか、それさえいまだにわかっておりません。重傷を負い苦しい人生を強いられてきた者、幼くして家族を失い学校にも行けず孤児となった者など、被害者一人ひとりの命のあかしが記録されておりません。その苛酷な生活と不利益は、現在もなお、心身に深い傷跡を残しています。

さらに、これら被害者や遺族の高齢化を考えると、一日も早く被害者の人間としての尊厳の回復を図らなければなりません。また、このような69年前の日本の現実は、国の内外を問わず、各地に多くの深い傷跡を残しています。最近では、自然災害に対しても、災害弔慰金の支給や生活再建支援としての公的助成がなされております。また、さきの大戦にかかわる戦後処理の問題にしても、旧軍人、軍属については、多額の国家補償や援護がなされ、引揚者、残留孤児、原爆被爆者、強制抑留者等についても、不十分ながら、法律、通達、政令等により、援護が拡大されてきています。戦後処理にかかわる国内の問題としては、空襲等の被害者に対する援護だけが、いまだに取り残されています。

国際的に見ても、先進国の多くでは、軍、民の区別なく、人身被害を救済し、物的被害の補償もなされ、戦争の被害は、国民全体で分割という姿勢が明確に示されて、このことが国際平和の実現につながると考えられてきています。

よって、本市議会は国に対し、このような課題解決のために、(仮称)「空襲被害者等援護法」が早期に成立するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月12日

貝塚市議会